

富山県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 目的

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の規定に基づき、富山県の関係機関が参画し、以下の事項について協議を行うため、地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- ① 職業能力開発促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進及び訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等
- ② 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 60 条の 2 第 1 項に規定する教育訓練給付について、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大等

なお、協議会は富山労働局と富山県の共催とする。

2 名称

協議会の名称は、「富山県地域職業能力開発促進協議会」とする。

3 構成

(1) 協議会は次の機関で構成し、委員については労働局長が委嘱する。

- ① 学識経験者
- ② 労使団体
(一社)富山県経営者協会、富山県中小企業団体中央会、富山県商工会議所連合会、富山県商工会連合会、日本労働組合総連合会富山県連合会
- ③ 教育・教育訓練機関等
(社)富山県専修学校各種学校連合会、(一社)全国産業人能力開発団体連合会、(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構富山支部富山職業能力開発促進センター、富山県職業能力開発協会、富山県商工労働部労働政策課、富山県教育委員会県立学校課、富山県技術専門学院
- ④ 職業紹介事業者等
- ⑤ 富山労働局
- ⑥ その他関係機関が必要と認める者

(2) 協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを置くこととする。

4 会長

- ① 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- ② 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- ③ 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 協議会の開催

協議会は、原則として年2回開催し、中央協議会の開催に併せて開催する。

6 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- ① 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- ② 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- ③ キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- ④ 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。
- ⑤ 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関する事。
- ⑥ その他必要な事項に関する事。

7 事務局

協議会の事務局は、富山労働局職業安定部に置く。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月26日から施行する。

この要綱は、令和6年2月28日一部改正する。